

○実践女子大学自己点検・評価に関する規程

(平成17年6月1日制定)

改正 平成22年3月24日 平成26年4月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、学則第2条に基づき、自ら点検・評価を行うため、必要な事項を定める。

(自己点検・評価の組織)

第2条 実践女子大学(以下「本学」という。)は、前条に規定する自己点検・評価を円滑に実施するため、大学自己点検・評価委員会を置く。

(大学自己点検・評価委員会)

第3条 大学自己点検・評価委員会は、本学の自己点検・評価全体を統括するとともに次の事項を行う。

- (1) 大学自己点検・評価の基本事項(基本方針、実施の周期、点検項目等)の策定
 - (2) 大学自己点検・評価運営委員会報告書の検証及び活用
 - (3) 前号に基づく実践女子学園自己点検・評価委員会(以下「学園自己点検・評価委員会」という。)への報告、提案
 - (4) その他大学自己点検・評価に関すること
- 2 大学自己点検・評価委員会は、次の委員をもって構成する。
- (1) 学長
 - (2) 学部長
 - (3) 大学院研究科委員会委員長
 - (4) 大学教育研究センター長
 - (5) 学生部長
 - (6) 学務部長
 - (7) その他学長が必要と認める者
- 3 大学自己点検・評価委員会の委員長は、学長がこれにあたる。副委員長は、学長が選任する。
- 4 大学自己点検・評価委員会は、第1項に規定する自己点検・評価の実施を統括するため、大学自己点検・評価運営委員会を置く。
- 5 大学自己点検・評価委員会は、大学自己点検・評価運営委員会から提出された報告書を学園自己点検・評価委員会の承認を得て、本学教職員及び学生に公表するものとする。また、学園自己点検・評価委員会が認めたときは、学外の諸機関等へ公表できるものとする。
- 6 大学自己点検・評価委員会に事務局を置く。

(大学自己点検・評価運営委員会)

第4条 大学自己点検・評価運営委員会は、各学部、大学院各研究科の自己点検・評価の実施を統括するとともに、次の事項を行う。

- (1) 自己点検・評価の実施要領の策定
- (2) 各学部、大学院各研究科の自己点検・評価委員会への助言、連絡、調整
- (3) 各学部、大学院各研究科の自己点検・評価結果に基づく報告書の作成及び大学自己点検・評価委員会への提出
- (4) その他自己点検・評価の実施に関すること

- 2 大学自己点検・評価運営委員会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 学部長
 - (2) 大学院研究科委員会委員長
 - (3) 大学言語文化教育研究センター長
 - (4) 大学教育研究センター長
 - (5) 学生部長
 - (6) 学務部長
 - (7) その他運営委員会委員長が認める者
- 3 大学自己点検・評価運営委員会委員長は、学長が選任する。
- 4 大学自己点検・評価運営委員会は必要に応じて、構成員以外の者に出席及び資料の提出を求めることができる。
- 5 大学自己点検・評価運営委員会は、第1項に規定する各学部、大学院各研究科の自己点検・評価を実施するため、次の自己点検・評価委員会を置く。
 - (1) 文学部自己点検・評価委員会
 - (2) 生活科学部自己点検・評価委員会
 - (3) 人間社会学部自己点検・評価委員会
 - (4) 大学院文学研究科自己点検・評価委員会
 - (5) 大学院生活科学研究科自己点検・評価委員会
(各学部自己点検・評価委員会)

第5条 各学部自己点検・評価委員会は、大学自己点検・評価運営委員会のもと、次の事項を行う。

- (1) 大学自己点検・評価運営委員会策定の自己点検・評価実施要領に基づく各学部の学科・課程・研究所の自己点検・評価の実施
 - (2) 自己点検・評価結果の報告書の作成及び大学自己点検・評価運営委員会への提出
 - (3) 自己点検・評価結果に基づく検証及び活用
 - (4) その他学部の自己点検・評価の実施に関すること
- 2 各学部自己点検・評価委員会は、当該学部長が委員長となり、当該学部の学科・課程・研究所の専任教員若干名を委員とする。
 - 3 前項の委員は、当該学部長が選任し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
(大学院各研究科自己点検・評価委員会)

第6条 大学院各研究科自己点検・評価委員会は、大学自己点検・評価運営委員会のもと、次の事項を行う。

- (1) 大学自己点検・評価運営委員会策定の自己点検・評価実施要領に基づく大学院各研究科の点検・評価の実施
 - (2) 自己点検・評価結果の報告書の作成及び大学自己点検・評価運営委員会への提出
 - (3) 自己点検・評価結果に基づく検証及び活用
 - (4) その他大学院研究科の自己点検・評価の実施に関すること
- 2 大学院各研究科自己点検・評価委員会は、当該研究科委員会委員長が委員長となり、当該研究科の専任教員若干名を委員とする。

3 前項の委員は、当該研究科委員長が選任し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(自己点検・評価結果の活用)

第7条 本学の教職員、各機関・部門は、自己点検・評価結果を真摯に受け止め、改善すべき事項について適切な措置を講じ、本学の教育研究水準の向上に努めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学自己点検・評価委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成17年6月1日から施行する。
- 2 平成5年10月1日施行の実践女子大学自己評価委員会規程及び平成5年11月1日施行の実践女子大学大学院自己評価委員会規程は廃止する。

附 則(平成22年3月24日)

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日改正)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。